

平成30年（ワ）第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名

準備書面（4）

令和元年6月12日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原告

吉 井 康 雄

はじめに

2019年5月21日の法廷での原告に対する調整事項は以下のとおりで、7月9日までに応答することとなっている。

- ① 被告大学は、NO31、NO32は時効が成立しているのではないかと主張しており、被告大学の要望は原告が文書を受け取った年月日は何時かである。
- ② NO33～35は、被告大学は限られた空間のため、名誉棄損に当たらないと主張しており、名誉棄損とする伝搬性について立証せよ。
- ③ NO35の証人尋問での北村発言について、何処が、何が原告の名誉を棄損しているのか、「わかりません」なども含めて名誉棄損なのか。

なお、原告は、次の2つの事由について裁判長に発言および報告をしている。

1つは、原告の準備書面（2）の24頁以降の求釈明に関する発言「被告北村が現行の67歳定年を元の70歳定年に戻す動きをし、教職員組合の反対により却下となった理事会と教職員組合との交渉資料の提出」に関しては、名誉棄損訴訟との係わりからは遠いと考えていると説明された。被告大学をよく知る人物（原告を含む）の判断では、原告の存在が被告北村の自己実現の障害になるため、学内規程の人為的な操

作に及んでいたことを理解していただく求釈明であったことを付言しておきたい。

今1つは、上記③に関しては、原告の準備書面（3）の22～28頁に記載していると報告し、裁判長は了解されたと判断している。なお、この準備書面の15～16頁にも、この③について言及している。

この③に関して、裁判長が「わかりません」という北村発言も含めて名誉棄損行為とみなしますかとの質問があったが、「そのとおりです」として次のように陳述する。

被告北村は、特任教員任用規程（新規程）を自分が作ったと経営学部教授会で発言し、被告北村学部長、被告井形副学部長、池島カリキュラム委員の時に、この新規程のもとで二宮正司教授の特任人事を遂行している。その人物が証人尋問で、「私はその判断ができません。私に関与しませんでしたから。」「いや、わかりません。」などと応答すること自体、被告北村発言の虚偽が推認される。

いずれにしろ、原告に対する不法行為、名誉棄損行為の元凶は被告北村にあり、直接、間接を問わず、被告北村の関与のもとで生起していたと原告は強く陳述する。

被告大学の準備書面（2）への応答を念頭におきながら、①と②について陳述する。

第1 2019年5月21日の法廷での原告に対する調整事項の応答について

1 ① 被告大学は、N031、N032は時効が成立しているのではないかと主張しており、被告大学の要望は原告が文書を受け取った年月日は何時かであるに対する応答

N031は訴外理事の田村の陳述書（甲28）であり、N032は理事長佐藤の陳述書（甲27）であり、原告を名誉権侵害等で1500万円の賠償請求を求めた別件訴訟2の訴状を大阪地裁に平成27年10月1日に提出した際、証拠としたもので、原告はその数日後には受理したことになる。

被告大学の主張は、原告が被告大学を名誉棄損で大阪地裁に訴えた平

最高裁判例	
事件番号	平成8(オ)2607
事件名	損害賠償請求事件
裁判年月日	平成14年1月29日
法廷名	最高裁判所第三小法廷
裁判種別	判決
結果	破棄差戻
判例集等巻・号・頁	民集 第56巻1号218頁
原審裁判所名	東京高等裁判所
原審事件番号	平成8(ネ)705
原審裁判年月日	平成8年9月11日
判示事項	民法724条にいう被害者が損害を知った時の意義
裁判要旨	民法724条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいう。
参照法条	民法724条
全文	 全文

平成30年10月30日は、原告が別件訴訟2の被告大学の訴状を受け取った平成27年10月1日から3年を経過しているため、時効が成立するという主張であるが、原告は、原告の訴状の6～7頁、準備書面(2)の14～17頁、準備書面(3)の4頁に、右に示す最高裁判例をもとに、被告大学の主張は却下されるということを、既に繰り返し、陳述してきている。

2 ② NO33～35は、被告大学は限られた空間のため、名誉棄損に当たらないと主張しており、名誉棄損とする伝搬性について立証せよに対する応答

名誉毀損とは、判例および通説上、「人の人格的価値に対する社会的評価を低下させること」で、刑法230条では「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損すること」と規定し、事実の摘示によって人の社会的評価を低下させる行為を処罰の対象としている。この社会的評価の低下を測ることはできないため、「公然」と「事実を摘示」し、人の名誉を「毀損」することを次のように解釈している。

「公然」の解釈

- ・「認識可能性」(不特定または多数の者が『認識し得る』状態を意味し、実際に『認識した』に至る必要はない)
- ・「伝播性の理論」(伝達対象が『少数』でも伝播可能性があれば成立する)

「毀損」の解釈

- ・被害者の社会的評価が低下する危険が生じたことを指し、現実に社会的評価が低下することは必要ではないと解釈されている。

「事実を摘示」の解釈

- ・「事実」が表現に含まれることが必要
- ・事実の摘示方法には制限はない(陳述書、準備書面も含まれる)
- ・対象人物の特定は察知可能で足りる

この解釈のもとで、名誉棄損の伝搬性の法解釈は次の判例により理解される。


㊦ 最高裁昭和34年5月7日第一小法廷判決(刑集第13巻5号641頁)

自宅寝室で火事に気づき、消火に行った際、確証がないのにAの放火と近所の方に話し、村中にその噂が広がった、Aの名誉を棄損する事件である。

弁護側は私人の住宅内での個人間の会話であり、公然性も名誉を棄損する故意もないと主張するが、判決は、「刑法230条にいう公然たるには必ずしも事実摘示をした場所に現在した人員の衆多であることを要せず、二、三人に対して事実を告知した場合でも他の多数人に伝播すべき事情があれば公然というべく、本件被告人の事実を摘示した場所に居合わせた者から他の多数人に伝播すべきことは明らかであるから、右の主張も理由がない」としている。

① 最高裁昭和36年10月13日第二小法廷判決(刑集15巻9号1588頁)

労働組合の執行委員会において少なくとも25名を下らない出席者の前で事実を摘示したときは、たとえ多数人の範囲が特定されていたとしても、公然これをなしたといえると解されている。これは、公然性を「不特定または多数の者が知りうる状態」と解する刑事名誉毀損の判例・通説に基づくものである。

最高裁判例	
→検索結果一覧表示画面へ戻る	
事件番号	昭和33(あ)2698
事件名	名誉毀損
裁判年月日	昭和34年5月7日
法廷名	最高裁判所第一小法廷
裁判種別	判決
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	刑集 第13巻5号641頁
原審裁判所名	仙台高等裁判所 秋田支部
原審事件番号	
原審裁判年月日	昭和33年10月29日
判示事項	一 名誉毀損罪の成立する事例 二 刑法第二三〇条ノ二にいう「真実ナルコトノ証明アリタルキ」に当たらない事例
裁判要旨	一 Xが、確証もないのに、YにおいてX方庭先の燻炭団の竈に放火したものと思い込み、X方でYの弟Aおよび火事見舞に来た村会議員Bに対し、またY方でその妻C、長女Dおよび近所のE、F、G等に対し、問われるままに、「Yの放火を見た」、「火が燃えていたのでYを捕えることはできなかつた」旨述べたときは、(その結果、本件ではYが放火したという噂が村中に相当広まつている。)不定多数の人の視聴に達せしめ得る状態において事実を摘示しYの名誉を毀損したものであるとして名誉毀損罪が成立する。 二 右の場合、XがY(未起訴)において放火したものと誤信していたとしても、記録およびすべての証拠上、Yが右放火の犯人であることが確認できないときは、刑法第二三〇条ノ二にいう「真実ナルコトノ証明」がなされなかつたものとして、Xは名誉毀損の罪責を免れることができない。
参照法条	刑法230条、刑法230条ノ2
全文	 全文

最高裁判例	
→検索結果一覧表示画面へ戻る	
事件番号	昭和33(あ)2480
事件名	名誉毀損
裁判年月日	昭和36年10月13日
法廷名	最高裁判所第二小法廷
裁判種別	判決
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	刑集 第15巻9号1586頁
原審裁判所名	福岡高等裁判所
原審事件番号	
原審裁判年月日	昭和33年10月28日
判示事項	一 労働組合の執行委員会において公然他人の名誉を毀損する行為と憲法第二八条 二 労働組合の執行委員会において公然他人の名誉を毀損する行為と刑法第三五条 三 刑法第二三〇条第一項にいう公然の意義。
裁判要旨	一 労働組合の執行委員会において公然他人の名誉を毀損する行為は、たとえ労働者の団結を強化する目的に出たものであつても、憲法第二八条の保障する権利行使に該当しない。 二 右行為につき刑法第三五条の適用はない。 三 多数人の面前において人の名誉を毀損すべき事実を摘示した場合は、その他数人が特定しているときであつても、刑法第二三〇条第一項の罪を構成する。
参照法条	刑法230条1項、刑法35条、憲法28条、労働組合法1条
全文	 全文

上記㉗、㉘の伝播性理論に結びつくこれらの見解は、民事における名誉毀損にも取り込まれている。

名誉棄損における公然性と伝搬性に関する最高裁の判例を示した。

これをもとに、原告は、NO33～35について被告大学の主張に対する反論を求められているが、これは被告大学準備書面（2）の第1に該当しており、第1の1ではNO30～35を対象としているため、これらを対象に、第1の1から3までを、以下のように反論する。

(1) 被告大学準備書面(2)における、第1の1についての反論

被告大学の準備書面の該当部分を表記して、その趣旨を理解しながら反論する形式で陳述する。その際、該当部分は例えば、**<第1の1>**と表記し、被告大学が名誉棄損にあたらないと主張する箇所および原告が反論すべき箇所を朱記し、原告の反論は、段落を変え、字下げして、**<反論>**と表記のうえ、反論する。

<第1の1>

本件行為について不法行為が成立するためには、同行為によって原告の社会的評価を低下させる事実を流布したことが必要であるところ、**特定の少数者に過ぎず、伝播の可能性がない場合は流布には当たらない（東京地判平成21年3月18日。判時2040号57頁参照）**。したがって、

- ㊸本件NO30の乙2は被告大学内の限られた関係者のみを対象として掲示されたもので、被告のHP等学外には公表していないこと、**
 - ㊹NO31の甲28及びNO32の甲27はいずれも別件訴訟2における証拠に限定して裁判所に提出されたものであること、**
 - ㊺NO33の甲25は非公開の理事会のみに、またNO34の甲23は非公開の経営学部教授会のみに、いずれも提出されたものを別件訴訟における証拠に限定して裁判所に提出されたものであること、**
 - ㊻NO35の甲18は別件訴訟3における証言調書であること、**
- からして本件行為はいずれも「流布」したとはいえない。**

<反論>

最初に、名誉棄損事例のNO30～35と原告が名誉棄損の説明事例に用いた文書の関係を明示しておく。

- ㉑のNO30は、被告大学が関係者に公示した文書（乙2）
- ㉒のNO31は、別件訴訟2の証拠、田村理事の陳述書（甲28）
- ㉓のNO32は、別件訴訟2の証拠、佐藤理事長の陳述書（甲27）
- ㉔のNO33は、木村学部長・理事の文書（甲25）
- ㉕のNO34は、井形および池島元学部長・理事の文書（甲23）
- ㉖のNO35は、別件訴訟3での北村理事の証人尋問調書（甲18）

次に、被告大学の「流布したとはいえないことから名誉棄損という不法行為は成立しない」という主張に対し、以下のように反論する。

㉑の被告大学が関係者に公示した文書（乙2）に関して：

NO30の公示文書（乙2）には「サイトをご覧になりご心配いただいている本学関係者各位にご報告申し上げます」とあり、NO34の井形・池島文書（甲23）には「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」（平成27年2月24日付。学校法人大阪経済大学）を正式公表すると承認したのであり、それは評議員会（平成27年3月17日）でも了承されております」と、乙2文書の公表経緯が明記されており、田村の陳述書（甲28）には「同窓会長である私宛に、各地の支部長や近隣の卒業生から、幾多の問い合わせがありました」、「同窓会と9万人の卒業生」との表記があり、佐藤理事長の陳述書（甲27）には「本学教職員や学生、保護者のみならず、OB、OGを含む大学関係者などは大変困惑しており」とある。

これより、公然性と伝播性が確認され、被告大学の主張する「被告のHP等学外には公表していない」は虚偽の可能性が高いと推認される。

したがって、被告大学が示す判例の「特定の少数者に過ぎず、伝播の可能性がない場合は流布には当たらない」を適用することは不適切で

あり、被告大学の行為は、「事実の摘示方法には制限はない」ことから、「公然性」と「伝搬性」のもとで、原告の社会的評価を低下させる事実を流布したことは明白である。

⑥の田村理事の陳述書（甲 2 8）と佐藤理事長の陳述書（甲 2 7）に関して：

田村理事の陳述書（甲 2 8）および佐藤理事長の陳述書（甲 2 7）は、別件訴訟 3 の草薙裁判での草薙氏の陳述書の「法律の専門家である佐伯照道理事（弁護士、元大阪弁護士会会長、元近畿弁護士会連合会理事長）の「この件が裁判になれば負ける」という発言にさえ聞く耳を持たず」（甲 1 7、6 頁）より、理事会での審議の様子が推認され、かつ、④で記載した NO 3 4 の情報より、別件訴訟 1、2 などの訴訟関連は、理事会および評議員会の議論を経ていると解される。

被告大学の HP には 2 0 1 9 年 5 月現在、理事 1 9 名、評議員 4 4 名とあり、少なくとも 5 0 名はこれらの訴訟関連を了知していると推認され、原告の示す判例⑦より、「特定多数の者が知りうる」公然性に該当し、守秘義務が課されていてもその内の誰かが流布する可能性があることから、伝搬性の存在が推認され、仮に、流布するという守秘義務違反により解任されたとしても、被告大学の行為に違法行為が含まれておれば、「広島高裁松江支判平成 27 年 5 月 27 日（労判 1130 号 33 頁、原審：鳥取地判平成 26 年 4 月 23 日）」の判例が示すように、流布したという違反行為は違法とはされない可能性がある。

したがって、被告大学の「別件訴訟 2 における証拠に限定して裁判所に提出されたもの」とする主張は不適切であり、強く否認する。

⑦の木村学部長・理事の文書（甲 2 5）と井形および池島元学部長・理事の文書（甲 2 3）に関して：

木村学部長・理事の文書（甲 2 5）は、山田文書（甲 2 2）によれば、

学内理事会と経営学部教授会（約40名）で配布とあり、被告大学の主張「非公開の理事会のみ」は虚偽と解される。

井形および池島元学部長・理事の文書（甲23）も前述の甲25も、山田文書の「今回の文書は、経営学部教授会に配布された文書への批判ですので、『蒼い泉』に掲載していただくのではなく、私が直接教職員の皆さまにお届けすることになりました。」より、被告大学の不特定多数の方々に、原告の名誉を貶める甲25および甲23の文書の内容が流布されており、被告大学の主張「経営学部教授会のみ」は「公然性」と「伝搬性」のもとで、虚偽と解される。

なお、山田氏の行為は、名誉棄損の免責要件のもとで、不法行為とはならないと原告は判断している。

甲25および甲23のように、原告の社会的評価を低下せしめる内容を噂として流布する行為も名誉棄損とする判例がある（最高裁判所昭和43年1月18日第1小法廷決定・刑集22巻1号7頁参考）。

④の北村理事の証人尋問調書（甲18）に関して：

被告大学は、別件訴訟3（草薙裁判）での北村総務担当理事の証人尋問調書（甲18）であるから、「流布」したとはいえない」と主張するが、謄写申請人（大阪経済大学教職員組合）の代理人が利害関係人として甲18の謄写申請を大阪地裁第5民事部に申し出ていることから甲18の情報は不特定多数に流布している（甲77）。

原告も謄写申請した「上申書」（甲70）をもとに、関連する訴訟の証拠として活用しており、草薙裁判の資料一式は手元に保有しており、被告大学の「流布」したとはいえない」は虚偽となる。

なお、山田文書の甲22の6頁に、「草薙 … 裁判で、被告大学側が提出した2015年11月13日付「準備書面（1）」にある記述です。そこには「申請に係る書類が整わないので同委員長（学長）が同

申請を受理できないとした」と書かれています。この見解は法人理事会がオーソライズしたものなののでしょうか。それとも、訴訟に対応している一部の人や弁護士がそのように記述したもので、法人理事会の公式見解ではないものなののでしょうか。とあることから、既に関心のある方々にはこの類の関連情報は流布していると推認される。

小括：

以上より、「被告らの行為によって、原告の社会的評価を低下させる事実を流布したことが必要であるところ、特定の少数者に過ぎず、伝播の可能性がない場合は流布には当たらない」は却下され、原告の名誉を棄損していることが立証される。

(2) 被告大学準備書面(2)における、第1の2についての反論

<第1の2の①>

また、①乙2は

- ㊟原告が別件訴訟1の証拠関係資料をインターネットに掲載していることが発覚したことにより学内外において問題となったため、被告大学がこれへの対応のための対拠を明らかにしたものであって、原告の社会的評価を低下させるものではないし、
- ㊦別件訴訟2の判決では、「原告の摘示事実によりパワハラが行われていた点を被告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損している」と認定している（甲7の16頁）ことに照らせば、
- ㊧別件訴訟1の確定前に上記名誉毀損への対処として被告大学が乙2を掲示したことは何ら問題となるものではない。

<反論>

㊟に関して：

被告大学は、「原告の社会的評価を低下させるものではない」と主張するが、乙2の公示文書には「平成25年3月に定年退職した元教員」と原告が同定され（東京高裁平成13年2月15日判決・判タ1061

号 289 頁参考)、「本学、本学経営学部および関係諸個人の名譽を著しく棄損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。… 元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません」などと具体的に原告の社会的評価を低下させる事実を摘示しており、原告の名譽を棄損していることは自明である（東京地裁平成 27 年 2 月 17 日判決参考）。

⑥に関して：

原告の倫理観では、被告大学の論理は奇異に感じられる。例えば、雪印牛肉偽装事件では、取引先企業の内部告発によって発覚し、この不法行為により、消費者の不買運動などの結果、雪印食品（株）は法人として完全消滅している。

このケースと対比すると、原告の訴訟およびHPにより、被告大学経営学部歴代執行部によるパワハラ行為が表面化し、別件訴訟 2 ではその行為の判決が確定し、別件訴訟 1 では故意による井形および池島の共同不法行為が確定していることから、彼らの不法行為により、被告大学の社会的評価は著しく損なったと推認される。

即ち、被告大学自らが己の社会的評価を下げる不法行為をしているのであって、その被害者である原告は、被告大学により原告の社会的評価を下げる不法行為に晒され、原告の訴訟およびHPにより被告大学の社会的評価が低下した、それは事実である。

しかし、被告大学が摘示した甲 7 の 16 頁の直後に、原告の行為に対して「右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものというべきである」、および、同 17 頁の「本件行為について不法行為は成立しないこととなる」と判示されており、名譽棄損の免責要件のもとで、原告の行為は不法行為とは判示されていない。

その一方で、被告大学の不法行為が名誉棄損の免責要件に適合するかは疑問な状況で、判決とは異なる被告大学にとって都合の良い部分を切り取って、原告の摘示事実が被告大学の社会的評価を低下せしめたことと主張することは非常識であり、これを乙2文書の公示理由にすることは不適切である。

㊦に関して：

別件訴訟1の確定前に、原告の摘示事実が被告大学の社会的評価を低下せしめた、その対策をとったのが乙2文書で、原告の名誉を棄損することは意図していないから問題はないという主張と解される。

「別件訴訟1の確定前」とは、平成27年4月23日の大阪高裁の「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定する前、すなわち、乙2文書の公示が同年2月24日という意味である。

原告のHPは平成25年5月頃にFC2と契約し、ウェブ上で被告大学の社会的評価を低下させる情報を発信・更新しており、平成27年2月の被告大学の対応は時間軸上ではほぼ2年遅れのため、乙2文書の公示理由とするには根拠は乏しく、別の理由があると原告は主張する。

その理由は、この時期、被告大学理事会では、被告北村主導の懲戒等検討委員会で別件訴訟3の草薙副学長・理事が懲戒処分され、山田学長補佐は特任教員を申請しないことを条件に懲戒処分を免れており、原告に名誉棄損となる不法行為を働いてきた被告北村、被告池島、被告井形らが被告大学内での体制立て直しのために、佐藤理事長・被告北村らの理事長執行部が暴走した、その動きの1つと推測される。

いずれにしても、㊦で述べたように、原告の名誉を棄損しているか否かは、公示した乙2文書に原告の社会的評価を低下せしめる事実があるか否かであり、「元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は

一切ありません」といった虚偽表現などから、原告の名誉を棄損していると原告は主張する。

小括：

乙2は被告大学が関係者に公示した文書で、名誉棄損事例のNO30に該当し、前述したように、㉔～㉘で原告が反論したように、原告の名誉を棄損していることには変わりがない。

なお、原告は、原告の準備書面（2）の10頁で、乙2の公示行為は原告の社会的評価を低下せしめていると具体的に陳述している。

<第1の2の㉔>

更に㉔甲28及び甲27は別件訴訟2における被告大学の訴訟行為の一貫として提出されたもので、前者の「お孫さんの質問に真実を伝えない」のは訴外田村の、後者の「(大学)の名誉を棄損しているのは理事長の努力である」のは訴外佐藤の、各行為を問題とするが、つまるところ

㉔被告大学の別件訴訟2の提起自体が原告の社会的評価を低下させるものであると主張するようであるが、訴え提起自体社会的評価を低下させるものではない。

<反論>

㉔に関して：

「訴え提起自体社会的評価を低下させるものではない」という被告大学の主張に対して以下のように反論する。

被告大学は、豊富な人モノ金を縦横に駆使し、司法制度を巧みに利用し、訴訟を優位にしようとする、その方法に問題があり、訴訟相手を傷つける、名誉を棄損しているというのが原告の理解である。

例えば、別件訴訟2の名誉権侵害等による1500万円損害賠償請求事件は、**被告大学による「脅しの裁判」と認識している。**

その判断根拠は、被告大学理事長の佐藤の陳述書の「特任訴訟の傾向からかんがみると、吉井ブログにより発生した損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、仮に訴訟しても任意で支払いを受ける可能性は考えにくく、現在把握している財産については保全を行う必要があると考えます」という、被告大学の最高経営責任者の**理性的な陳述**から訴訟の悪意を感じている。

原告が特任教授の地位確認を求めた別件訴訟1では、被告大学の「勝訴するためには手段を選ばない」訴訟を経験しており、再審制度のもとで、最高裁に提出した「特別抗告理由書」(甲72)では、被告大学の、刑法に抵触すると思われる悪質な不法行為および倫理観の欠如した訴訟の経緯を指摘し、誤判決に至っていることを立証し、非現実的と知りながら、原告は再審の可能性を問うている。

すなわち、被告大学の訴訟の進め方が相手方の名誉を損なうほど逸脱しているかが問われるということであり、その参考として、東京地裁平成18年3月20日判決では、**準備書面・陳述書に相手方当事者の名誉を毀損する内容があり、損害賠償請求が認められている。**

小括：

訴訟においては、「訴え提起自体社会的評価を低下させるものではない」が、許容限度を逸脱した悪意あるケース、原告の認識では別件訴訟1のケースは被告大学の主張は退けられると陳述する。

なお、甲28は田村の陳述書で名誉棄損事例のNO31に該当し、原告の名誉を貶めている具体的な事実については、原告の準備書面(3)の11頁に陳述しており、同様に、甲27は佐藤の陳述書で名誉棄損事例のNO32に該当し、原告の名誉を貶めている具体的な事実については、11～13頁に陳述している。

<第1の2の③>

次に③

①別件訴訟1が事実認定に不満であるものの上告審が法律審であることから上告を断念し確定したことに伴い、

平成28年に入って学内理事会は組合からの要求もあって本学各学部における特任教員の任用に関し各学部長（理事）に対し、所属学部における総括文の提出要請があり、これに基づき当時の木村経営学部長が学内理事会に提出したのが甲25であり、また、併せて同学部長は同学部における原告の特任手続を再確認するため井形元経営学部長及び池島元副学部長に説明文の作成を求め、これに基づき両名が作成し、経営学部教授会宛に提出したのが甲23であり、いずれも理事会や経営学部教授会が非公開でこれらの文書を公にすることを予定しているものではないことは前記のとおりであり、

①その内容も甲25にあっては北村グループから受けたパワハラと論じることや甲23にあってはその内容に異議を唱えることが何故に原告の社会的評価を低下させることになるのか全く不可解である。

<反論>

①に関して：

「別件訴訟1が事実認定に不満であるものの上告審が法律審であることから上告を断念し」とあるが、原告は次のように反論する。

原告は別件訴訟1の被告大学の訴訟の進め方や準備書面、証拠などに疑義を抱いており、代理人弁護士には最高裁へ上告を依頼したが、当初の依頼条件が大阪高裁までであったことと、原告が最高裁への訴訟の手続きに無知であったために断念している。

それに対し、被告大学には佐伯照道氏（大阪弁護士会元会長）や民法の教授など多才な人材をはじめ、代理人弁護士を擁しており、控訴審判決の事実認定に不満があるのであれば、事実認定の方法や手続が適法ではなく、その結果として誤った事実認定に至っているなどの論理

のもとで上告され、被告大学の不満を法的に正当化し、訴訟の正義を貫かれるべきであったと原告は反論する。

そのように反論する理由は、別件訴訟 2 の被告大学が名誉権侵害などで 1 5 0 0 万円の損害賠償を請求した訴訟において、原告が控訴審判決の無断録音の判断に抱いた疑問を解決するために最高裁に上告理由書（甲 7 8）を提出し、納得して控訴審判決を受け入れている。

なお、理事会の誰が事実認定に不満を抱き、別件訴訟 2 を仕掛けたかを推認することは、原告の社会的評価を低下させる名誉棄損を判断するうえで重要であり、原告は被告北村その人とみている。

その根拠の 1 つは、別件訴訟 3 の草薙氏の陳述書にあり、「当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題事を公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いてでも揉み消そうとする」（甲 1 7、5 頁）、「吉井裁判で不法行為の判決を受け入れた 2 名は処分の対象にならず、むしろ被害者であるかのように北村理事は彼らを擁護しています」（同、8 頁）などから推認される。

同様に、山田文書の「吉井さんに特任教員の地位が認められなかったから勝訴だというのは、不法行為をしてでも、吉井さんを排除する当初の目的を遂げたから「勝ちだ」という、なんとも恥ずかしい主張です。上告もせずに「井形や池島の行為は正当であった」というなど、高裁判決を蔑ろにする許しがたい行為です」（甲 2 2、1 0 頁）などがその理由である。

①に関して：

甲 2 5 は木村が理事会および経営学部教授会に配布した文書で名誉棄損事例の NO 3 3 に該当し、第 3 者から入手した原告の名誉を貶める具体的な事由を公然と表現・配布・議論に供した文書であるから、噂による名誉棄損に該当し、その具体的事実は原告の準備書面（3）

の13～16頁に陳述している。

甲23は名誉棄損事例のNO34に該当する文書で、井形および池島が原告の特任人事を妨害した行為は理事会も承認していた正当な行為であり、何故、今頃になって不法行為であったかのような意見が学内外で出されるのかという趣旨の文書を公然と経営学部教授会に配布し、議論に供している。

別件訴訟1の控訴審判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」との判示を反省することなく、原告の名誉を貶め続けている。この具体的な事実については、原告の準備書面(2)の16～22頁に陳述している。

小括：

被告大学の当該主張は、上記の①、①の陳述により、却下される。

<第1の2の④>

加えるに④

㊦甲18の被告北村証言は別件訴訟3において証人として宣誓のうえ事実を証言したものであって、どの証言が原告のいかなる社会的評価を低下させるものなのか判然としない。

<反論>

㊦に関して：

被告北村は、草薙氏が真実を明らかにするために証人尋問を要請した人物であり、この法廷の場で被告北村が虚偽の陳述をしたときは、刑法第169条により偽証罪に問われることになる。

この尋問には被告大学代理人弁護士の寺内氏が立ち会っている。

この尋問において、虚偽発言が散見される。例えば、被告北村は「里上事件を通して、特任制度はいわば新採用であると、再雇用と表現しますけれども、**新採用であるという性質をはっきりさせようという**

改正でありました。」と答え、「これは学内には周知はさせたんでしょうか。」という質問に、「**もちろん規程集に載せて、誰もが見える状態にしていますし、**」と答えている。これは明白な虚偽で、特任教員任用規程(新規程)の第9条の任用手続きには明文化されていない(甲56)。

井阪理事長および重森学長は合同教授会というコンセンサスの場をもち、「(特任)人事における労使慣行は従前と変わらず」と公表されているが、被告北村の「新採用と同じ出席者の3分の2以上の可が必要」などは、公式の場で公表されたことがない、被告北村を中心とする特定の役職の方の発言に過ぎないという矛盾がある。

この事実に関して、寺内代理人弁護士はどのように「虚偽ではない」と立証されるのかを釈明されたい。

なお、甲18は別件訴訟3の草薙裁判での北村實尋問調書で、名誉棄損事例のNO35に該当し、名誉棄損に該当する具体的な事実については、原告の準備書面(3)の22～28頁に陳述している。

小括：

被告大学の当該主張は、上記の㉔の陳述により、却下される。

<第1の2の総括>

以上①～④のより、被告らの本件行為によって原告の社会的評価を低下させた事実はない。

<反論>

㉔～㉕により、被告大学の当該主張①～④は悉く却下される。

第2 被告大学準備書面(2)の第2について

(1) 被告大学準備書面(2)における、第2の1についての反論

<第2の1>

平成26年7月1日の準備書面(4)」「平成26年8月8日の準備書面」に関し、釈明を求めているが、これら準備書面(4)、同(5)は別件訴訟1におけるものと推認されるが、まずこの点を明確にしていきたい。

<反論>

被告大学の理解どおり、別件訴訟1におけるものである。

<第2の2>

次に、別件訴訟におけるものとして、山田氏作成の私見である甲22が被告準備書面(4)を否定している点については釈明の限りではない。
また、準備書面(5)にある「教育職員定年退職者表」は誤認識させるでもなく、偽りと知りながら提出したものでもない。

<反論>

この釈明部分は被告大学代理人弁護士に釈明を求めたものであるが、「釈明の限りではない」として釈明不要とされる事由の説明を希望しており、同様に、「誤認識させるでもなく、偽りと知りながら提出したものでもない」という回答を原告は求めたものではない。

原告は、裁判所の判断と、瀧川裕英氏の「公開性としての公共性」の論理のもとでのウェブ上での公開の場での第三者評価を期待する。

<第2の3>

なお、上記の⑥の釈明について、原告はこれまで再審まで一貫して特任教員を希望する有資格者が申請すれば100%採用される事実(慣行)があると主張しているが、甲1～2の判決はいずれもこれを否定していること(同判決19頁参照)に対し、**反論の証拠漁りのための釈明であることを念のため補足しておきたい。**

<反論>

当該準備書面13頁を参照されたい。原告が特任教授の地位確認を求めた別件訴訟1では、被告大学の「勝訴するためには手段を選ばない」訴訟を経験しており、再審制度のもとで、最高裁に提出した「特別抗告理由書」（甲72）に「**反論の証拠漁り**」とされる事由を陳述している。

第3 被告大学準備書面（2）の第3について

(1) 被告大学準備書面(2)における、第3についての反論

<第3の1>

求釈明の前提とする④～⑥の情報提供はいずれも知らないし争う。なお、草薙裁判は和解により終了しており、判決は言渡されておらず、和解条項に「口外禁止条項」があるにも拘わらず、原告が情報提供を受けたというのは不可解である。

<反論>

当該準備書面の8～9頁を参照されたい。

なお、日本国憲法第21条の表現の自由と和解条項の「口外禁止条項」、刑法第230条の2の名誉棄損の免責要件、これらの中で、原告は草薙裁判の資料一式を有効活用している。

<第3の2>

求釈明1～2については、北村グループの意味は不明であるが、いずれも本件名誉毀損の摘示事実との具体的関連性は判然としないので現時点では釈明の限りではないと思料する。

<反論>

北村グループの説明は既にしており、意味不明とされることは原告の準備書面を精査されていないことになる。被告大学では北村グループはNHKと呼称されており、Nは二宮正司、Hは樋口克次、Kは北村實のイ

ニシャルで、北村實と行動を同じくするグループとして、周知の事実である。原告退職後は、NO30～35の名誉棄損事例より、井形浩治、池島真策、木村俊郎へと引き継がれていると推測される。

「**本件名誉毀損の摘示事実との具体的関連性は判然としないので現時点では釈明の限りではないと思料する**」との陳述には、前述したように、原告は、裁判所の判断と、瀧川裕英氏の「公開性としての公共性」の論理のもとでのウェブ上での公開の場での第3者評価を期待する。

おわりに

2019年5月21日の法廷で裁判長から指摘された事項および被告大学の準備書面（2）への反論に反論、誠実に応答したつもりである。

原告が被告大学に望むことは、名誉棄損には当たらないと反論される事由について、具体的に、事実を示して、反論されることである。

なお、現時点まで、訴訟や準備書面、証拠は文字情報であったが、原告の名誉が如何に棄損されているかは、被告らの原告に対する、あるいは、教授会での議論の様子を肉声で聞けば一目瞭然である。下記音声データで確認を希望する。

①甲79号証：原告に特任申請辞退を迫った際の**被告井形の発言**

2012年10月15日、被告井形が被告池島および被告北村らによるカリキュラム委員会の不法な打合せ（刑法233条に抵触する行為など）をもとに、原告に特任申請を一方的に辞退せよと迫るシーンの音声データ。反訳書は甲5である。

②甲80号証：特任申請不受理とした教授会での**被告井形と被告北村の発言**

2012年11月16日、被告井形が特任申請不受理と教授会で報告。被告井形と被告北村が原告をはじめとする教授会メンバーの質問に正面から応じない様子から、原告の名誉を貶める強い悪意の存在が察知される音声データである。反訳書は甲58である。

③甲81号：原告の担当科目を悪意をもってあしらった**被告池島の発言**

2013年1月18日の教授会で、カリキュラム委員長である被告池島が、

原告の担当科目をどのようにあしらって、不必要、不開講としたかが推認される音声データである。反訳書は甲65である。

なお、教授会終了後、原告が不法行為を人権委員会に相談した経過と被告北村が人権委員会に手をまわしていた様子が理解できる発言がある。

④甲82号：退職する原告と渡辺教授の挨拶、被告井形の学部長引継ぎの挨拶

2013年3月11日の音声データで、経営学部教授会はどのような雰囲気であったかを垣間見ることができる、そのような音声データである。

㊦1分28秒～7分40秒：原告の裁判の意図を説明した部分

「これから続く先生方にとって、若い先生方がうちの経営学部にとって貢献する良い場であるように、ということで裁判することにしました」

㊧7分25秒～1分58秒：渡辺教授の着任教員に対する印象の部分

「ここ5～6年の間に経営学部に着任された先生方とは一度も話をする機会がありませんでした」

㊨1分25秒～1分58秒：被告井形の発言の意図を理解しかねる部分

「実は欠点をもっています。1つはですね、性格的に非常に短気です。それからもう1つは争い事大好きです。で、人に対して罵倒するのももちろん大好きです」

以上